

大分市と学校法人別府大学との包括連携に関する協定書

大分市と学校法人別府大学は、相互協力関係を築き、大分市政執行方針や学校法人別府大学の建学の精神に基づく政策、教育・研究活動の効果的な推進、展開を図るため、次のとおり包括連携協定を締結する。

1. 両者は以下の事項について連携・協力する。
 - (1) 情報化及び国際化の推進における諸課題
 - (2) 地域の活性化及びまちづくりにおける諸課題
 - (3) 地域の人材育成及び市民・学生間の友好・協力の推進における諸課題
 - (4) 教育、文化、歴史及び生涯学習における諸課題
 - (5) 福祉、看護、食と健康、観光及び産業の振興における諸課題
 - (6) その他両者が必要と認める諸課題
2. この協定における連携・協力の具体的事業及び成果の利用条件等については、別途協議することとし、必要に応じて覚書を締結する。
3. この協定は、両者が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者いずれからも異議の申し立てがない場合は、さらに3年間有効とし、その後も同様とする。
4. 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、両者がそれぞれ1通を保有する。

平成22年 8月18日

大分市長

学校法人 別府大学理事長

釘宮 繁 日高 彦 一郎